

各種陳情が7件

「債権管理条例」「暴力団排除条例」などの条例制定3件
「国民健康保険税条例」、
「歴史民族資料館建設基金に関する条例」など条例の一部改正に加え、
佐久島クラインガルデン、
吉良恵比寿海岸駐車場、宮崎漁港内施設
ふれあい広場（ホワイトウェイブ）の4施設の指定管理者の指定
23年度一般会計補正予算などを審議しました。

こうした議案は、初日に提案、説明、本会議質疑が行われた後、
関係委員会に付託され、
各委員会で、詳細について質疑応答、委員会での採決が行われます。
(32人の議員が4つの委員会にわかれて所属しています)

最終本会議では、各委員会での採決の結果が報告され、
それぞれ、賛成・反対の議員がそれぞれ賛同を求める意見を述べ（討論といいます）、
その後、改めて、全議員での採決が行われて
西尾市議会として、可決・否決の判断が決定されます。

本会議は、年4回ありますが、毎議会、
一般質問以外に、こうした議案の審査が行われて、市政が動いていくわけです。
条例（いわば市の法律）の審査は、議員の重要な仕事です。

議案第126号「債権管理条例について」、企画総務委員会で質疑しました。
あらかじめ、こういう内容を訊きますよ…と担当課に通告しています。
そのうえで、一問一答を重ねていきます。
ちなみに、現在の市の滞納債権額は41億円です！！

1. 条例制定によって、今以上に、回収が可能となるのか。
2. 悪質滞納者については、名寄せを確実に実行するのか。
3. 債権管理簿の詳細状況はどのようか。
4. 債権管理簿は、全課共通のマニュアルとするべきと思うがどうか
5. 各課の状況はどう把握するのか。各課任せでなく、定期的に管理室に報告、チェックする体制が必要と思うがどうか。
6. 私債権の未収状況の詳細はどうか。
 - ・小中学校給食費では、支払い督促による解決は図られているか。
 - ・条例制定によって改善される点はあるか。
 - ・議会の専決処分に「訴えの提起」を含めれば、法的手続きがスムーズにできるが、条例制定後、そのようにしていくのか。
7. 非強制徴収公債権のうち、私債権と判断される可能性の高いものについてはどのように対応するのか
児童クラブ保育料／幼稚園保育料／塵芥処理手数料
8. 時効中断にあたっての「債務の承認書」は、条例制定によって改善される点はあるのか。
9. 個人情報の扱いは、条例制定によって変化するのか。
目的外使用、個人情報保護審査会の許可はどのようになっているのか。

税の滞納はじめ債権回収は、払う能力があるのに払って下さない場合、支払いについて、何度も折衝しても会うことすら拒否されるなどの場合が対象です。要は、正直者が馬鹿をみるということではいけないわけで、健全な市政運営のためには、公平公正な税負担が原則ですよ。

払いたくても払えない方々には、免除や分割支払いなどなど方法があり、そうした相談には、いつでも窓口で応じていますし、担当者が訪問もしていますので、ご心配のないように。念のため。

陳情の1つは「子ども・子育て新システムに反対する意見書を国に提出して下さい」というもの。のりこは、この陳情には賛成しました。

保育所に入れない待機児童がいることは、新聞紙上でよく話題になりますよね。幸い、今、西尾市では待機はありませんが、名古屋や首都圏では大きな問題になっています。

これを解消するために、保育所の設置基準をゆるめよう、市町村が保育所入所を決めるのではなく、保護者がそれぞれ自由契約で保育所に入れるようにしよう…というのが、「子ども・子育て新システム」です。これ以外にも、「いろいろ現行の制限をゆるめましょう」項目があります。

名前だけ見ると、一見よさそうに思えますが、今でも最低保証でしかない保育所の部屋の広さがもっと狭くてもOKになったり、保育士の数も減らされたり、という心配があります。
(つい先日、碧南市の保育所で事故があったばかりですよ)

市町村がタッチしないで、保育所の入所も、保護者自身が探すというルールになると、全員は入れるキャパがあればよいですが、保護者が保育所を選ぶのではなく、逆に、保育所が入園児を選別するような事態にもなりかねません。

保育は、福祉政策です。国として、その子その子に見合った保育を施す責務があります。市町村がタッチしないと、実態すら把握できないということになりかねません。障害のある子どもさんが苦勞するなどの心配も出てくるわけで、私としては、規制緩和とか自由化という言葉で、いままであった一定のルールが壊れてしまった「小泉改革」の弊害が繰り返されるのではないかとおそれます。何より、この「新システム」、掛け声ばかりで、中身がよくわからないままなのです。どうも、「国が金のかかることから手を引きたい」という意図が見え隠れ。

今回は陳情でしたが、社会情勢と厚労省の動き、西尾市の現状を確認しながら、今後を判断していかなくてはならないと思っています。

地方分権一括法の制定以来、国の施策がダイレクトに市町村に影響するようになりました。権限の委譲といえば聞こえは良いですが、国は、財源はつけて来ませんから、地方の負担、国民の負担は増えるばかりなのが実情です。